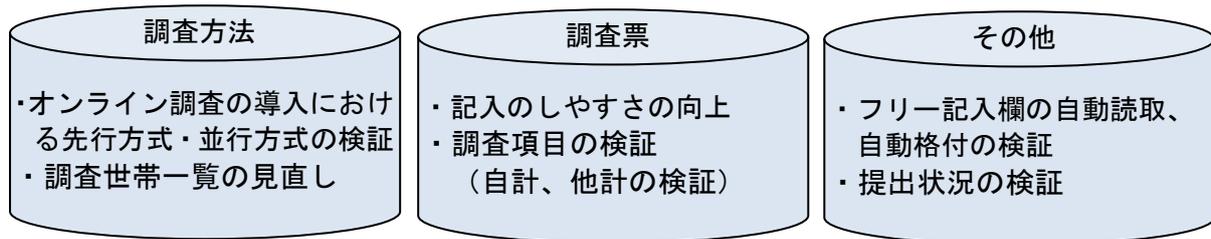


## 平成27年国勢調査第1次試験調査の概要

### 目的

平成27年国勢調査の実施に当たり、①平成22年国勢調査で一部の地域に先行導入したインターネット回答方式を推進すること、②調査票の記入精度の向上を図ること、③調査方法の実査上の課題を整理すること、などを目的として、第1次試験調査を実施した。

### 検証事項



### 期日・地域

調査期日：平成24年7月12日（木）（平成27年10月1日と同じ曜日を設定）

調査地域：7府県14市町（384調査区、約19,000世帯）

### 調査方法

《先行方式》	《並行方式》
<p>オンラインによる回答（提出）を、他の方法による回答（提出）よりも前の段階（期間）に設定する方式</p>	<p>オンラインによる回答（提出）と紙の調査票による回答（提出）を、同じ段階（期間）に設定する方式</p>
<p>お知らせ（※）配布</p> <p>※ I D、確認コード配布</p> <p>オンライン回答</p> <p>(未回答世帯のみ)</p> <p>調査票配布</p> <p>調査員・郵送回収</p>	<p>お知らせ配布</p> <p>調査票（※）配布</p> <p>※ I D、確認コード配布</p> <p>調査員・郵送回収、 オンライン回答</p>

### 調査票

A4両面（従来方式）、A3片面の2通りを使用

# 平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査の概要

平成 24 年 5 月

総務省統計局

## 1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査であり、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。また、国勢調査は、我が国の最も基本的な統計調査として大正9年（1920年）以来5年ごとに実施しており、平成27年国勢調査はその20回目の調査に当たる。

平成22年国勢調査は、国勢調査開始以来初めて以下の調査方法を導入したところである。

- 全世帯が調査票を封入して提出すること
- 希望する世帯が郵送で提出すること
- 東京都内の希望する世帯がオンラインで提出すること

平成27年国勢調査実施計画の立案に当たっては、平成22年国勢調査で導入した調査方法に係る利点の維持向上及び課題への対応が不可欠であるとともに、調査票の記入精度の維持向上等を図る必要があり、特に、オンライン回答方式については、仕組み上不詳の発生を低減し、若年層を中心とした回収対策として期待されることから、オンライン回答方式の推進に向けた取組を実施する必要がある。

このため、オンライン回答率の差異、調査員・市町村事務への影響等を把握するために段階方式と並行方式を導入するなど、平成27年国勢調査の検討に向けて必要となる事項を実地検証することを目的とし、平成27年国勢調査第1次試験調査を実施する。

## 2 調査の地域

### (1) 市町

群馬県高崎市、群馬県玉村町、神奈川県川崎市、神奈川県小田原市、三重県四日市市、三重県松阪市、大阪府大阪市、大阪府豊中市、島根県出雲市、島根県吉賀町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、佐賀県佐賀市、佐賀県白石町の14市町とする。

### (2) 調査区

上記市町の区域に属する平成22年国勢調査調査区の中から、地域特性を考慮して選定する384調査区とする。

調査区は、総務省統計局（以下「統計局」という。）が指定する地域特性に該当する調査区を市町が選定し、統計局において他の統計調査との重複排除の調整を行った上で統計局長が決定する。

## 3 調査の期日及び日程

### (1) 調査の期日

平成24年7月12日（木）午前零時現在によって行う。

### (2) 調査の主要日程

別紙1参照

## 4 調査の対象

調査の期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

## 5 調査事項及び調査票

調査区ごとに、2種類のOCR（光学式文字読取）調査票（甲・乙）を用いて、次の事項を調査する。

### (1) 世帯員に関する事項（13項目）

ア 氏名	ク 5年前の住居の所在地
イ 男女の別	ケ 就業状態
ウ 出生の年月	コ 所属の事業所の名称及び事業の種類
エ 世帯主との続柄	サ 仕事の種類
オ 配偶の関係	シ 従業上の地位
カ 国籍	ス 従業地又は通学地
キ 現在の住居における居住期間	

### (2) 世帯に関する事項（4項目）

ア 世帯の種類	ウ 住居の種類
イ 世帯員の数	エ 住宅の建て方

## 6 調査の方法

### (1) 調査の流れ

調査は、統計局—府県—市町—調査員—世帯の流れにより行う。

### (2) 調査の方法

#### 《段階方式》

調査票の提出時期について、オンラインによる提出を、他の方法による提出よりも前の段階に設定する方式

ア 調査員は所定の期間に担当調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で『調査についてのお知らせ』（※）を配布するとともに、調査世帯一覧（以下「一覧」という。）を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女の別を含む。）を聴取する。その際、調査員は一覧に必要な事項を記入する。

なお、不在世帯については、日・時間を変えて繰り返し訪問することとするが、それでもなお面接することができない世帯に対しては、『調査についてのお知らせ』を郵便受けに入れるなどして配布する。

※オンライン回答用のURL、ID等を記載

イ 市町はオンライン回答世帯を把握し、調査員にその情報を伝達する。調査員は、その情報に基づいてオンライン回答をしていない世帯を訪問し、面接の上で調査票等を配布する。

ウ 調査票の当初回収期間に、調査員は、オンライン回答をしていない世帯を訪問し、面接の上で各世帯の提出状況を把握する。また、調査期日前に提出した世帯に対しては、調査期日までの世帯員の異動状況について聴取する。

エ 調査票を調査員に直接提出した世帯以外の世帯（オンライン回答や郵送提出等の世帯）があった場合、調査員は『調査へのご協力ありがとうございます』（確認状）を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

オ 調査員は、直接調査票を回収（調査員提出）した世帯について一覧に記入する。市町はオンライン回答や郵送提出等の世帯の情報を調査員に伝達（一覧に提出世帯の情報を集約）し、未提出世帯を特定する。

カ 調査員は、市町から伝達された情報（一覧）に基づいて未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。

キ 未提出世帯が不在等の場合は、調査員は再三訪問するなどして世帯との面接に努め

る。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、調査員は近隣の世帯等から、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票の記入を行うものとする（聞き取り調査）。

ク 聞き取り調査を行った世帯に対し、調査員は『調査票提出のお願い』（督促状）、調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布し、当該世帯からの調査票の提出を促す。

#### 《並行方式》

調査票の提出時期について、全ての提出方法を同じ時期に設定する方式

ア 調査員は、所定の期間に担当調査区内の全世帯に対し、『調査についてのお知らせ』を郵便受けに入れるなどして配布する。

イ 調査員は全世帯を訪問し、面接の上で調査票等（※）を配布するとともに、一覧を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女の別を含む。）を聴取する。その際、一覧に必要な事項を記入する。

※オンライン回答用のURL、ID等記載

ウ 調査員は、調査票の当初回収期間に全世帯を訪問し、面接の上で各世帯の提出状況を把握する。また、調査期日前に提出した世帯に対しては、調査期日までの世帯員の異動状況について聴取する。

エ 当初回収期間内に調査票を調査員に直接提出した世帯以外の世帯（オンライン回答や郵送提出等の世帯）があった場合、調査員は『調査へのご協力ありがとうございます』（確認状）を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

オ 調査員は、直接調査票を回収（調査員提出）した世帯について一覧に記入する。市町はオンライン回答や郵送提出等の世帯の情報を調査員に伝達（一覧に提出世帯の情報を集約）し、未提出世帯を特定する。

カ 調査員は、市町から伝達された情報（一覧）に基づいて未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。

キ 未提出世帯が不在等の場合は、調査員は再三訪問するなどして世帯との面接に努める。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、調査員は近隣の世帯等から、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票の記入を行うものとする（聞き取り調査）。

ク 聞き取り調査により調査を行った世帯に対し、調査員は『調査票提出のお願い』（督促状）、調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布し、当該世帯からの調査票の提出を促す。

#### (3) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入（一部の調査事項については、調査員が記入）することにより行う。

## 7 世帯アンケートの実施

### (1) 把握事項

当試験調査における検討事項について、より客観的な検証を行うために、『世帯アンケート』を用いて、次の事項を把握する。

ア 調査票の提出方法について

イ 調査票の規格について

ウ オンライン回答について

エ 調査員との面接状況等について

### (2) 実施方法

調査票提出済みの世帯に対しては、未提出世帯回収期間に調査員が『世帯アンケート』を

郵便受けに入れるなどして配布し，記入依頼を行う。

調査票未提出世帯に対しては，当該世帯から調査票を直接回収した際に『世帯アンケート』を配布し，記入依頼を行う。調査票未提出世帯が不在等で，最終的に調査票の回収ができない場合には，『調査票の提出のお願い』（督促状）や調査票等とともに，『世帯アンケート』を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

なお，『世帯アンケート』の提出は，世帯から統計局への郵送により行う。

## 8 その他

当試験調査は，国勢調査令（昭和55年政令第98号）第15条第1項第6号及び第2項第8号に規定する「調査方法についての基礎調査」として実施する。

なお，調査の実施については，統計法に基づく一般統計調査として総務大臣の承認を得ている。